

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）12月2日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤沢市条例第6号）の一部  
を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「第7条の15の3」を「第7条の15の7」に改める。

第16条第2項中「第11条」を「第12条」に改める。

第17条第1項第4号中「災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）別表  
第5に定める1級から3級まで」を「災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣  
府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年内閣府令第68号）別表  
に定める第1級から第3級まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例中において引用している災害救助法施行令が改正  
されたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。